

「法第34条第9号（沿道サービス施設）に係る許可基準」

都市計画法第34条第9号に規定する道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる休憩所又は給油所（以下「沿道サービス施設」という。）とは、次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1) 申請地は、次のいずれにも該当するものであること。

ア 原則として、同法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる区域に所在する土地でないこと。

イ 申請地は、車道幅員6.5メートル以上、かつ、2車線を有する高速自動車国道、国道、県道又は1日当たりおおむね2,000台以上の交通量を有する市道に6メートル以上の有効幅員で接続していること。

ウ 同種の施設と機能分担の観点において、また沿道サービス施設の利用に照らし適切な位置にあること。

エ 当該沿道サービス施設の利用に照らし適切な規模であり、かつ、大型車の駐車を可能とするものであること。

(2) 申請に係る予定建築物が休憩所の場合は、次のいずれにも該当するものであること。

ア 道路の円滑な交通を確保するため、主として中長距離を走行する自動車の運転者及び同乗者を対象とした休憩及び食事等を目的とした施設で次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 自動車専用道路又は高速自動車国道に設けられるサービスエリア内に設置される休憩施設

(イ) 道の駅

(ウ) ドライブインレストラン

(エ) 飲食店（大衆食堂その他これに類するものに限る。）、喫茶店

(オ) コンビニエンスストア（休憩施設を備えたもの）

イ 駐車スペースは収容人員2人に1台の割合で算出した広さ（車いす使用者用駐車区画を有すること。）が確保されていること。

ウ 当該休憩所は、駐車スペースから直接利用可能なトイレ（多目的トイレが併設されていること。）が設置されたものであり、かつ、当該施設の利用上、車両及び歩行者の通行に支障がないよう配慮された計画であること。

(3) 申請に係る予定建築物が給油所の場合は、次のいずれにも該当するものであること。

ア 道路の円滑な交通を確保するため、主として中長距離を走行する自動車を対象としたガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド、自動車用電気スタンド、自動車用水素スタンドその他これらに類する施設であること。

イ 運転者及び同乗者が利用可能なトイレが設置されたものであること。

ウ 当該給油所に附属する事務所、洗車場及び簡易な自動車整備のための作業場（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第94条の2第1項に規定する指定自動車整備事業の用に供するものを除く。）は必要最小限の規模であること。

(4) 申請者は、当該事業を行う者であること。また、申請者において所要の資格免許及び事業認可等を取得しているか、取得する見込みがあること。

注1 「沿道サービス施設」は、中長距離を走行する自動車又はその運転者等を対象としたものである

ことから、市街化区域に隣接又は近接（原則として市街化区域から直線で1キロメートルの範囲）している土地については、当該趣旨において適切な位置とは認められない。ただし、自動車専用道路又は高速自動車国道に設けられるサービスエリア内に設置される休憩施設はこの限りでない。

- 2 第1号アの「同法施行令第8条第1項第2号ロからニに掲げる区域」は、福山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に係る許可基準第3条に掲げる土地の区域とする。
- 3 第1号ウの「同種の施設と機能分担の観点において、また沿道サービス施設の利用に照らし適切な位置にあること。」について、同種の施設に隣接又は近接（原則として道路に沿った距離で1キロメートルの範囲）している土地は、当該「沿道サービス施設」の必要性はないことから適切な位置とは認められない。
- 4 第1号エの「大型車の駐車を可能とするものであること。」とは、地形及び道路の形状等に照らしその機能を十分発揮できる土地であり、当該施設の利用に照らし災害の防止上、通行の安全上、事業活動の効率上支障がないものであること。
- 5 第2号アに掲げる予定建築物については、各々次の要件に該当するものであること。
  - (1) 「道の駅」は、登録・案内要綱（平成5年2月23日付け建設省道企発第19号建設省道路局長通知）に基づき、「道の駅」として登録されることが確実なもので、事前に道路管理者と協議が整っているものであること。
  - (2) 「ドライブインレストラン」、「飲食店」及び「喫茶店」は、20以上の客席数を有するものであること。
  - (3) 「コンビニエンスストア」に備えられる休憩施設とは、店内に20以上の客席数を有する休憩スペースが確保されたものであること。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定が適用される施設は、第2号の「休憩所」とは認められない。